

寒川町職員の修学部分休業に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年12月15日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 25 号

寒川町職員の修学部分休業に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、寒川町職員の修学部分休業に関する条例(令和 2 年寒川町条例第 22 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認の申請手続)

第 2 条 条例第 2 条の修学部分休業の承認の申請は、修学部分休業承認申請書(第 1 号様式)により、修学部分休業を始めようとする日の 1 月前までに行うものとする。

2 任命権者は、修学部分休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(修学状況を変更した場合の届出)

第 3 条 修学部分休業をしている職員は、次に掲げる場合には、速やかに、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した場合

(2) 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した場合

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、修学部分休業に係る修学状況に変更があった場合

2 前項の規定による届出は、修学状況変更届(第 2 号様式)により行うものとする。

3 前条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による届出について準用する。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、職員の修学部分休業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

修学部分休業承認申請書

年 月 日						
(任命権者)		申請者 所属.....				
.....様		職 名.....				
		氏 名.....				
次のとおり修学部分休業の承認を申請します。						
1 教育施設名			2 通学時間	時間 分		
3 修学内容等						
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで					
5 休業時間	年 月 日から 年 月 日まで					
	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分
	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分
	火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分
	年 月 日から 年 月 日まで					
	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分
	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分
	火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分
	年 月 日から 年 月 日まで					
	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分
	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分
	火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分
	年 月 日から 年 月 日まで					
	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分
	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分
	火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分
	年 月 日から 年 月 日まで					
	毎日	時 分～	時 分	水	時 分～	時 分
	月	時 分～	時 分	木	時 分～	時 分
	火	時 分～	時 分	金	時 分～	時 分
6 備考						

注1 この申請書には、申請に係る教育施設の入学を証明する書類（合格通知、教育施設が発行する入学証明書等）を添付し、後日、在学証明書及びカリキュラム予定表を提出すること（写しでも可）。

2 「修学内容等」の欄は、修学内容及び修学によりどのような公務に関する能力の向上を考えているか記入すること。

3 「休業期間」の欄は、申請期間の全期間又は確定している期間について記入すること。

4 年間を通じて申請する場合において、夏休み等の休校期間等修学部分休業を取得する必要がない期間がある場合は、その旨及び期間を「備考」の欄に記入すること。

5 修学部分休業の承認が、職員からの年次有給休暇等の請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

(裏面)

[illegible]

修 学 状 況 変 更 届

年 月 日

(任命権者)

様

所 属 _____
職 名 _____
氏 名 _____

次のとおり、修学部分休業に係る修学の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

- ☐ 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学した。
- ☐ 修学部分休業に係る教育施設の課程を休学した。
- ☐ その他（ ）

2 届出の事由の発生日

年 月 日

注 該当する□には、レ印を記入すること。

なお、その他を選択した場合には、() 内に事由を具体的に記入すること。